

無期転換後の労働契約書に「有効期限」を記載する(?) 問題

大学当局が論点すり替え

このままでは無期転換が絵に描いた餅になる

水道水質は改善されず……

本件については、平成29年3月9日に行った団体交渉の議事録において、団体交渉の申し入れ事項「3. 労働条件等について(4)」の「無期転換」に関する申し入れ事項の回答文中に「……勤務時間、給与等の労働条件は、従前のまま、期間の定めのない職員となり、……」と記載し、無期転換後は、「期間の定めのない職員」となることを貴組合中央執行委員長に確認しております。

(1) 水道法水質検査

	5月8日	8月1日	11月	2月
蒸発残留物(mg/L)	240	270	-	-

(2) 学内簡易水質検査

	9月4日	9月19日	10月5日	10月19日
蒸発残留物(mg/L)	370	360	450	340

※(1)は厚生労働省水質検査機関(三重県環境保全事業団)の検査結果

※(2)は学内 国際環境教育研究センターでの簡易水質検査の検査結果

有期雇用教職員の無期転換後の労働契約書に期限を記載し毎年更新すると昨年の団体交渉の際に当局が口頭で回答した問題、配偶者等扶養手当の廃止にともなう影響試算、および水道水の改善について中央執行委員会が10月11日付けで出した、問い合わせに対する回答が返ってきました。

結果は上記および2面掲載のとおりです。

労働契約書の有効期限問題につき、契約書に有効期限を記載する可能性は必ずしも排除されていません。せっかくの無期転換が絵に描いた餅です。当局の誠意もまったく感じられません。

水道水については、水質検査の方法に若干の前進が認められます。しかし、その改善状況は、よく見ても「横ばい」のみ。(2面に続く)

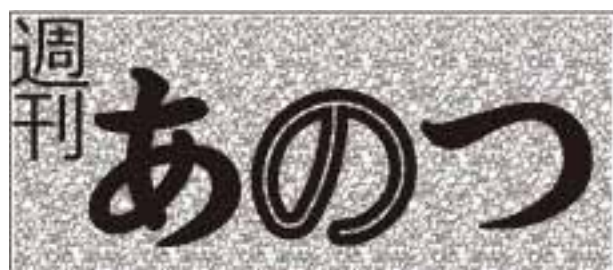
三重大学教職組人文学部支部執行委員会

2017年11月28日(火) 第195号

津市栗真町屋町1577 三重大学人文学部内

編集・発行人 前田定孝

E-mail:kff02520@nifty.com



<扶養手当受給者全体>

扶養区分	その他		教授等		全体		影響額※(年額)	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	その他	教授等
子1人	59	9.74%	16	10.88%	75	9.96%	53,144	53,144
子1人(配偶者なし)	12	1.98%	1	0.68%	13	1.73%	-15,184	-15,184
子1人・父母等1人	3	0.50%	0	0.00%	3	0.40%	53,144	
子2人	106	17.49%	8	5.44%	114	15.14%	106,288	106,288
子2人(配偶者なし)	6	0.99%	1	0.68%	7	0.93%	37,960	37,960
子2人・父母等1人	0	0.00%	1	0.68%	1	0.13%		60,736
子2人・父母等2人	2	0.33%	0	0.00%	2	0.27%	106,288	
子3人	25	4.13%	2	1.36%	27	3.59%	159,432	159,432
子3人・父母等1人	1	0.17%	0	0.00%	1	0.13%	159,432	
子4人	0	0.00%	2	1.36%	2	0.27%		212,576
配偶者	82	13.53%	35	23.81%	117	15.54%	-98,696	-144,248
配偶者・子1人	86	14.19%	37	25.17%	123	16.33%	-45,552	-91,104
配偶者・子1人・父母等1人	0	0.00%	2	1.36%	2	0.27%		-136,656
配偶者・子1人・父母等2人	1	0.17%	1	0.68%	2	0.27%	-45,552	-182,208
配偶者・子2人	140	23.10%	26	17.69%	166	22.05%	7,592	-37,960
配偶者・子2人・父母等1人	2	0.33%	2	1.36%	4	0.53%	7,592	-83,512
配偶者・子2人・父母等2人	1	0.17%	1	0.68%	2	0.27%	7,592	-129,064
配偶者・子3人	37	6.11%	5	3.40%	42	5.58%	60,736	15,184
配偶者・子3人・父母等1人	1	0.17%	0	0.00%	1	0.13%	60,736	
配偶者・子4人	10	1.65%	3	2.04%	13	1.73%	113,880	68,328
配偶者・子4人・父母等1人	1	0.17%	0	0.00%	1	0.13%	113,880	
配偶者・父母等1人	3	0.50%	2	1.36%	5	0.66%	-98,696	-189,800
配偶者・父母等2人	3	0.50%	0	0.00%	3	0.40%	-98,696	
父母等1人	9	1.49%	1	0.68%	10	1.33%	0	-45,552
父母等1人(配偶者なし)	13	2.15%	1	0.68%	14	1.86%	-68,328	-113,880
父母等2人	1	0.17%	0	0.00%	1	0.13%	0	0
父母等2人(配偶者なし)	2	0.33%	0	0.00%	2	0.27%	-68,328	
総計	606		147		753			

※影響額には、地域手当(4%)、期末手当(年26月)にかかる金額を含む。

教授層に大打撃

年間最大19万円の減

この部分は、昨年度の人
事院勧告に基づく配偶者
等扶養手当の廃止にともな
う影響試算です。昨年の団
体交渉の際に要求していた
のが遅ればせながら出てき
たもの。かなりの打撃であ
ることがわかります。「配
偶者・父母1人」で教授層
に対して年間約19万円の減
額で、大学全体で5人、「配
偶者のみ」で同じく年間
14万4000円以上、全体
で15・54%、117人に影
響、等々の試算結果です。
気になるのは、「配偶者+
子2人」の家庭ですらも、
毎年約38000円のマイ
ナス、しかも22・05%の人
が影響を受けます。
「配偶者+父母2人」だ
と毎年23万円以上の持ち出
し——昨年、本紙で報じた、
全大教(全国大学高専教
職員組合)による試算結果
が、当局によって裏付けら
れたものです。「理由さえ
つけばあらゆる手で人件費
を削減する」、当局の一貫
した姿勢が際立ちます。
この不利益変更を回復す
るよう要求するのが、労
働組合の任務です。

この不利益変更に対しあらためて

代償的な対応を求めます

人文学部支部は、この減
額の回復を要求するとも
に、この数年間にわたって
順次さまざまな名目で削減
されてきた給与等(退職手
当含む)の回復を、あらた
めて要求します。
安心して生活できる賃金
は、労働者の日々の生活に
とって最低限必要なもので
す。また家族を養つために、
そしてみずからのレベルを
引き上げるために必要なも
のです。さらに賃下げの提
案自体が、プライドを著し
く傷付ける行為です。
現在さらに平均85万円
もの退職手当の削減が、退
職手当法改悪によって実施
されようとしています。こ
れ以上の賃下げは絶対に許
されません。同時に、人勧
による賃上げ分の完全実施
が求められます。